平成２５年（フ）第７７号
富山県小矢部市畠中町４番18号　松岡病院、住民票上の住所富山県砺波市林1097番地14
債務者　脇田　悦雄
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１０７号
長野県松本市城山７番10号
債務者　犬飼　　正
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２８号
長野県安曇野市豊科1156番地２
債務者　丸山　範子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２３号
長野県飯田市松尾上溝3180番地１
債務者　西澤　宏樹
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第９６号
三重県四日市市三滝台３丁目11番地10
債務者　上野　公雄
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
三重県四日市市水沢町2419番地３、住民票上の住所三重県鈴鹿市伊船町2781番地の１
債務者　市川　昌幸
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５７３号
京都府八幡市八幡吉野垣内28番地の１　サンコート吉野503号
債務者　玉井　勢子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７６号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　岩本　孝治
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
兵庫県西宮市高畑町１番２―1011号
債務者　中西　孝典
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０８号
兵庫県尼崎市宮内町１丁目34番地　セルジュＹＳ703号
債務者　松尾久美子（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０４号
奈良県生駒市壱分町120番地１　ファインコート202
債務者　北川　　浩
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
鳥取県境港市芝町1203番地１　グラスキャッスル１番館201
債務者　三宅　　崇
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１５５号
愛媛県松山市余戸中６丁目７番24号　リバティ余戸506号
債務者　藤原　澄子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５６号
愛媛県松山市中須賀１丁目４番８号　エイデンビル中須賀901号
債務者　武智　道治
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６４号
愛媛県松山市高浜町５丁目1562番地13
債務者　越智　明江
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６５号
愛媛県松山市小栗４丁目４番２号
債務者　石井　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
福岡県直方市大字感田1693番地２
債務者　末實　裕司
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３０号
福岡県直方市大字直方370番地１　ＨＩＲＯハウス４号、前住所福岡県直方市大字直方370番地１　ＨＩＲＯハウス５号
債務者　山根佳代子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　福岡地方裁判所直方支部